

## ひろぎん 自由満期定期預金規定（自動解約入金方式）

- 1.（預金の支払時期等）
  - (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日以後の任意の日に利息とともに支払います。
  - (2) 上記(1)による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から証書または通帳記載の最長預入期限（満期日と表示。以下同様とします。）までの間に1万円以上の金額で請求してください。
  - (3) この預金は、証書または通帳記載の最長預入期限に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座へ入金するものとします。
- 2.（証券類の受入れ）
  - (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
  - (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書式の場合は証書と引換えに、通帳式の場合は通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。
- 3.（利息）
  - (1) この預金の利息は、解約時に預入日から解約日（最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（以下「約定利率」という。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について、一部支払い時に預入日から一部支払い日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、一部支払いをする元金とともに支払います。
    - 6か月以上1年未満
    - 1年以上2年未満
    - 2年以上3年未満
    - 3年以上4年未満
    - 4年以上5年未満
    - 5年
  - (2) この預金の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
  - (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
  - (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- 4.（預金の解約、書替継続）
  - (1) この預金を上記1.(3)の自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、証書式の場合は証書裏面の受取欄に、通帳式の場合は通帳とともに当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。
  - (2) この預金の一部について解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに当店に提出してください。
- 5.（届出事項の変更、証書の再発行等）
  - (1) 証書、通帳、印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
  - (2) 証書、通帳、または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払または証書、通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- 6.（成年後見人等の届出）
  - (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
  - (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
  - (3) すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
  - (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届出てください。
  - (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 7.（印鑑照合）

この証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 8.（譲渡、質入れの禁止）
  - (1) この預金および証書または通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
  - (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。
- 9.（保険事故発生時における預金者からの相殺）
  - (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したも

のとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。  
相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。  
前「 」の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。  
前「 」による指定により、債務保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
  - (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。  
この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。  
借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。  
また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
  - (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
  - (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
10. (証書の効力)  
証書式の場合は、最長預入期限に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当行に返却してください。
11. (規定の変更)
- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
  - (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上